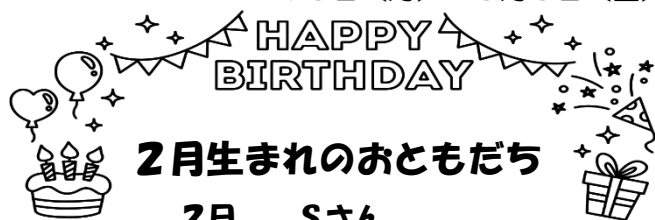


- ☆職員研修☆
- ・リスクマネジメント研修
 - ・ストレスマネジメント研修
 - ・リスクマネジメント養成講座
- ☆実習生☆
- ・ 1日(火)～17日(木)
 - ・ 15日(火)～3月1日(火)
 - ・ 15日(月)～3月3日(金)

3日(木)、4日(金)
7日(月)
14日(月)、15日(火)
和光大学 バナナ組に入ります。
横浜高専 いちご組に入ります。
有明教育芸術短期大学 りんご組に入ります。



2月生まれのおともだち

2日 Sさん
5さいになります！

17日 Nさん
4さいになります！

22日 Hさん
6さいになります！

25日 Gさん
6さいになります！

☆おたんじょうびおめでとう

今月のうた♪こんこんくしゃん♪

りすさんがマスクした ちいさい ちいさい
ちいさい ちいさい マスクした
こんこんこんこん くしゃん

ぶたさんがマスクした まるい まるい
まるい まるい マスクした
こんこんこんこん くしゃん

ぞうさんがマスクした ながい ながい
ながい ながい マスクした
こんこんこんこん くしゃん

障害者差別解消法と合理的配慮について

今、たびたび耳にする共生社会の実現のための法律です。差別はいけないと多くの人は理解していますが、差別の実態は残念ながら存在しています。そのため、障がいのある人もない人も同じように暮らし、行きたいところに行くことができるといった「当たり前」の価値感の認識を社会全体で合わせておくためのものさしを作りました。それが、平成28年4月からスタートした障害者差別解消法です。

差別のなかには、障がいのことがよく分かったうえで起こる差別と障がいのことがよく分からないうえで起こる差別の2通りがあります。前者は障がいのある人に対し、正当な理由なく、障がいを理由にサービスの提供を拒否や制限、条件をつけることなどを禁止するものです（差別的取扱いの禁止）。後者は、障がいの特徴に合わせて、暮らしにくさの原因となる物や事柄を取り除くための対応、配慮を求められるものです（合理的配慮の提供）。例えば、小田急線で車いすの方が段差のある電車に乗り込む場合、スロープなどを使って補助をして欲しいと伝え、その対応や配慮を求めることができます。このように、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めることができる法律が障害者差別解消法です。

教育や福祉分野では日々の支援のなかに合理的配慮が提供されていますが、こどもの特性や特徴に合った支援ではないと思ったときに、また、地域生活の中で、差別的な取扱いを受けたり、合理的配慮を提供してもらえなかったときには、行政や学校、松風園など所属する機関や相談支援専門員さんに相談してください。「当たり前」に生活する権利があります。一人ひとりの違いを大事にする地域になるようみんなで声をだしていきたいものですね。

作品展について

○2/14(月)～2/18(金) イオン鶴間店
○2/21(月)～2/25(金) ☆画廊喫茶オルセー

1対1のペンきょうの中で、『わかった！』『できた！』『やったー！』と達成感が得られるように、一人ひとりの興味や強みを活かし取り組みました。是非、ご覧ください。

☆画廊喫茶オルセーの地図を研修室に提示します。

☆最終日は16：00までの展示になります

☆2月5日(土)に予定していました映画観賞会がコロナ感染症拡大により今年度は中止となりました。今後につきましては追ってお知らせいたします。

降園時間の変更について

個人面談期間の2月17日(木)から3月4日(金)は13：30降園になります。期間中のバス時刻表の確認をお願いします。